

懐徳堂... 漢河漢期... 漢文...  
阿志乃上由... 漢文...  
漢文...  
漢文...

四月廿九日

大正三年九月十九日

金直三... 大... 將來...  
當... 以上... 漢文...  
漢文...

東京

書記官

札幌

西村大造書記官

廣瀬... 漢文... 以上... 漢文...  
計... 漢文...  
漢文...

十二年九月十九日

乙第拾四号

管内鹿様規則更正ノ義上申

富使管内鹿様規則更正ノ義本年六月中乙  
第五十二号ヨリ及上申置候處今般尚又該  
規則第四條中更正ノ義別紙ノ通管内へ  
布達致候條以段上申候也

明治十二年十月九日

開拓長官黒田清隆

太政大臣三條實美殿

乙第二十一号

本年乙第二十一号ヲ以テ管内鹿獵規則更正ノ義及布達置候處該規則第四條中根室支廳管内職獵百三十名ノ内夏獵三十名冬獵百名ト更正候條此旨布達候事

明治十五年九月十日

開拓長官黒田清隆

開拓使

開拓使

乙第拾九号

千歳勇拂兩驛間街道慶更布達ノ取上申  
當使管下札幌ノ根室ノ街道中千歳驛ノ勇拂  
驛一人馬直進致末候要自今千歳驛ノ苦小牧  
驛ヲ経テ勇拂驛ニ維立為致候旨別紙申第  
九号ノ通布達致候條此段上申候也

明治十年十月十日 開拓長官黒田清隆

太政大臣三條實美殿